

議案第14号

西脇市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月24日

西脇市長 片山象三

(理由)

一般職の職員の給与に関する法律の改正による非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

西脇市消防団員等公務災害補償条例（平成17年西脇市条例第177号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

		改 正 後	改 正 前																						
<p>(補償基礎額) 第5条 (略)</p> <p>2 (1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等による負傷若しくは疾病により死亡し、又は応急措置の業務に従事したことから、<u>1万円</u>とす。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正と認められるときは、<u>15,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなくなるとして非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>433円</u>を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき<u>217円</u>を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(削る)</p> <p><u>(1)~(5)</u> (略)</p> <p>4</p>	<p>(補償基礎額) 第5条 (略)</p> <p>2 (1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等による負傷若しくは疾病により死亡し、又は応急措置の業務に従事したことから、<u>9,700円</u>とす。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正と認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなくなるとして非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>100円</u>を、第2号に該当する扶養親族については1人につき<u>383円</u>を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき<u>217円</u>を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</p> <p><u>(2)~(6)</u> (略)</p> <p>4</p>	<p style="text-align: center;">補償基礎額表</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">階級</td> <td colspan="2">勤務年数</td> </tr> <tr> <td>10年未満</td> <td>10年以上 20年未満</td> </tr> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td>12,900円</td> <td>13,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>14,500円</td> </tr> </table> <p>別表（第5条関係）</p>	階級	勤務年数		10年未満	10年以上 20年未満	団長及び副団長	12,900円	13,700円			14,500円	<p style="text-align: center;">補償基礎額表</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">階級</td> <td colspan="2">勤務年数</td> </tr> <tr> <td>10年未満</td> <td>10年以上 20年未満</td> </tr> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td>13,340円</td> <td>14,170円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>15,000円</td> </tr> </table> <p>別表（第5条関係）</p>	階級	勤務年数		10年未満	10年以上 20年未満	団長及び副団長	13,340円	14,170円			15,000円
階級	勤務年数																								
	10年未満	10年以上 20年未満																							
団長及び副団長	12,900円	13,700円																							
		14,500円																							
階級	勤務年数																								
	10年未満	10年以上 20年未満																							
団長及び副団長	13,340円	14,170円																							
		15,000円																							

分団長及び副分団長	11,670円	12,500円	13,340円
部長、班長及び団員	10,000円	10,840円	11,670円
	(略)		
分団長及び副分団長	11,300円	12,100円	12,900円
部長、班長及び団員	9,700円	10,500円	11,300円
	(略)		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- (経過措置)

2 この条例による改正後の西脇市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき理由の生じた損害補償並びに同日以前に支給すべき理由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき理由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき理由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。